

国民年金の保険料納付が困難な学生は『学生納付特例』の手続きを！

学生納付特例の対象者は？

日本国内に住む全ての人、20歳になったときから国民年金の被保険者となり、学生も加入しなければなりません。本人の所得が一定の額以下で保険料の納付が困難な場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

もしものときのために申請を！

学生納付特例期間中にケガや病気等、不慮の事態が発生した場合、障がいの状態に応じて、障害基礎年金を受けることができます。未納のままにしておきますと、これらの保障が受けられない場合がありますので、納付が困難な場合は忘れずに学生納付特例の手続きをしてください。

また、老齢基礎年金を受けるためには、原則として保険料の納付済期間（保険料免除期間を含む）が10年以上必要です。学生納付特例の承認を受けた期間は、この老齢基礎年金の受給資格期間に含まれません。ただし、老齢基礎年金の計算対象となる期間には含まれません。

対象となる方は？

大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限が1年以上である課程）に在学する学生等で、本人の前年所得が次の額以下の場合に対象となります。

【所得の目安】118万円＋{扶養親族等の数×38万円}

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなります。

承認を受けた次の年度も在学予定である場合は4月初めに再申請の用紙（ハガキ様式）が届きますので引き続き学生納付特例制度の利用をご希望の場合は、必要事項をご記入の上ポストに投函してください。

お手続きは・・・

住民登録している市区町村の窓口や年金事務所、または郵送での申請も可能です。お手続きの際は学生証、在学証明書が必要となります。

～日本年金機構からのお知らせ～

☆国民年金保険料は納付期限までに納めましょう☆

平成31年4月分から令和2年3月分までの国民年金保険料は、月額16,410円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融区移管・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付や口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内を行っています。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方の財産が差し押さえられることがありますので、お早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますので、役場の窓口へご相談するようお願いします。

お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話：0162-32-1941

または役場保健福祉課 戸籍福祉グループ 電話：5-1115（内線163）・告知端末機：5-8813